

10月は飼い主マナー向上推進月間です

茨城県では、テーマを「あなたの街を犬のふんゼロ・放し飼いをゼロにしよう」、キャッチフレーズを「飼い犬、飼い猫には所有明示をしよう」として10月を「飼い主マナー向上推進月間」と定めております。飼養している動物の健康管理と安全の保持、他人への迷惑防止は飼い主の責務です。飼い主の皆さまも、ペットの飼い方について改めて考えてみてください。

～犬に多い相談～

- 吠え声が他人の迷惑にならないように注意しましょう。
犬の吠え声の感じ方には個人差があり、人によっては耐え難い苦痛とを感じる方もいます。昼夜を問わず吠えていたり、自分では問題のない声量の吠え声だと思っても苦情やトラブルの原因になる恐れがあります。無駄吠えをしないようトレーニングを行う、室内で飼育するといった方法で改善しましょう。
- 放し飼いや散歩中のノーリードは止めましょう。
犬の放し飼いは県条例で禁じられており、罰則は30万円以下の罰金となっています。犬の行動を制御するためにも、どんな小さな犬でも必ずリードを付けましょう。犬が苦手な方にとって大きさは関係ありません。小さい犬でも恐怖の対象になります。うちの犬は大丈夫と思うことはやめましょう。また、事故や迷子などの防止のためにも必ず繋ぎましょう。
- ふん尿の放置は迷惑行為です
始末は必ず行いましょう。
個人宅の前や空き地、路上などのふん尿の放置について苦情が寄せられています。屋外でふん尿をした場合、飼い主が責任をもって処理するものです。ふんは必ず持ち帰り、尿には水をかけてきれいにしましょう。排泄物の不始末は不衛生で、誰にとっても不快です。住民間のトラブルを防ぐためにも飼い主として最低限のマナーを守りましょう。
- 犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行いましょう。
生後90日を経過した日、または、犬の取得日から30日以内に登録を行うことが法律により義務づけられています。犬を飼ったら登録の手続きを行い鑑札の交付を受けましょう。(ペットショップなどでも登録が必要です。) また、狂犬病予防注射は年1回実施し、注射済票の交付を受けることが義務付けられておりますので、必ず実施しましょう。
※飼い主や住所の変更をした場合、届け出が義務付けられています。届け出内容に変更があった場合、鑑札と注射済票をもって役場環境対策課で手続きを行ってください。また、飼い犬が死亡した場合も届け出が必要です。

～猫に多い相談～

- 飼猫は室内で飼養しましょう。
飼猫が外にいる間の行動は、飼い主が把握することができません。交通事故や感染症といった危険やトラブルにあっている、または、人の家の庭にふん尿をするなどの迷惑行為をしているかもしれません。自分の飼猫の責任をきちんと取るためにも、室内で飼養することを心がけましょう。
- 避妊・去勢をきちんとしましょう。
猫は生後4カ月から12カ月で繁殖が可能になり、1年に2回以上出産し、1回の出産で3～8匹程度子猫を産みます。子猫が生まれてから困る前に避妊・去勢をして望まれない出産を減らしましょう。また、避妊・去勢を行うことで性格が穏やかになり、生殖器の病気を減らせるメリットがあります。
- 所有者の表示をしましょう。
万が一猫が外に出てしまい迷子になった際、迷子札や首輪に連絡先が書いてあれば、保護されたときに帰ってくるができます。迷子猫を増やさないためにも、自分の飼猫に連絡先のわかる首輪や迷子札をつけましょう。
- 野良猫にむやみに餌を与えるのをやめましょう。
個人ないし集団で野良猫に餌を与えていることにより、餌場の近隣の住宅に入り込み、庭でふん尿をされた、車に上られて爪で車を傷つけられたなど、大変多くの苦情が寄せられています。野良猫であっても餌を与えたら、与えた方が飼い主と見なされます。本当に猫のことを思うなら、責任と自覚をもって自分の猫として、自分の家で、最後まで愛情を持って世話をしてください。それができないのなら、かわいそうな野良猫を増やすだけです。野良猫に餌を与える行為は絶対にやめましょう。
※猫は愛護動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」により捕獲などの行為を禁止されているため、町では捕獲や駆除はできません。ご自身で野良猫が入り込まないように自衛をしてください。

～犬猫ともにマイクロチップを装着しましょう。～

令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」の改定により、交付日から3年を目途に犬猫等販売業者が保有する犬猫へのマイクロチップの装着が義務付けられました。また、ペットとして飼われている犬猫の飼い主に対しては努力義務となっています。マイクロチップを装着していれば、災害や事故、迷子などの不測の事態により保護された際、身元確認が行えます。マイクロチップを装着したら、公益社団法人日本獣医師会が運営する「AIPO(アイポ)事務局」へ登録を行きましょう。また、登録内容に変更があった場合、登録データの変更を行きましょう。

移動販売 福の助商店 11月の運行スケジュール



【魚類：鈴木鮮魚店さん】、【精肉：火曜→ポケットファームどきどき、木曜→肉のながさわさん】から仕入れてます

運行日：11月12日(木)、26日(木)

時間	地区	販売場所
9:50～10:20	早尾台①	早尾台中央公園
10:30～11:00	早尾台②	早尾台自治会館敷地内駐車場
11:10～11:30	上曾根②	旧文農協跡地
11:40～12:00	押付新田①	押付新田集会所
12:10～12:30	八幡台	八幡台集会所
14:10～14:35	羽中	羽中集会所
14:45～15:10	中谷③	南野原集会所
15:20～15:40	中谷①	地域ふれあいセンター

運行日：11月17日(火)

時間	地区	販売場所
9:50～10:20	利根フレッシュタウン①	フレッシュタウン自治会館前駐車場
10:30～11:00	利根ニュータウン②	運動の公園
11:10～11:30	押付新田②	土手下木村様宅前
11:40～12:00	上曾根①	豊島典夫様宅前
13:30～14:00	利根ニュータウン①	風の公園
14:10～14:35	福木	福木沖集会所
14:45～15:10	中谷②	下中谷防火水槽脇・リサイクル集積所
15:20～15:40	馬場	柳田國男記念公苑駐車場

運行日：11月5日(木)、19日(木)

時間	地区	販売場所
9:50～10:15	利根フレッシュタウン③	ぞうさん公園(第二公園)
10:25～10:55	利根フレッシュタウン②	自転車公園(第一公園)
11:05～11:25	押付本田	押付本田集会所前
11:35～12:05	羽根野台	羽根野台第一公園
13:45～14:05	早尾①	天神様
14:15～14:40	早尾②	早尾台緑地広場
14:50～15:10	下曾根	利根町文化センター駐輪場向かい駐車場
15:20～15:40	羽根野	羽根野集会所

運行日：11月10日(火)、24日(火)

時間	地区	販売場所
9:50～10:20	押戸	押戸集会所
10:30～10:55	立木	農協文間倉庫駐車場
11:05～11:30	惣新田①	惣新田集会所
11:40～12:05	惣新田②	旧惣新田下坪宮農組合倉庫前
13:35～14:00	加納新田②	加納新田中坪集会所
14:10～14:35	加納新田①	加納新田上坪集会所前
14:45～15:10	立崎	増田照樹様宅敷地内
15:20～15:40	白鷺の街	第二公園

※天候や道路状況により到着時間が遅れる場合や、荒天時には予告なしに販売を中止することがあります。

当日の運行状況は【公式Twitter @tonefukunosuke】でチェックできます！QRコード➡



移動販売車の運行などに関する問い合わせ(販売委託先)

運営主体

水郷つくば農業協同組合 竜ヶ崎地区本部 営農課 ☎62-2211

福祉課 高齢介護係 ☎68-2211(内線123)

ど近所にも愛されるペット生活を送りましょう

問い合わせ先 役場環境対策課 環境衛生係 ☎68-2211(内線244)